

1. 景観計画区域における行為の制限

(1) 届出対象行為

市全域を対象とする景観計画区域における届出が必要な行為は、法第 16 条第 1 項の規定に基づくとともに、「熊本県景観条例」における届出対象（大規模行為）との整合を図り以下のとおりとします。

■景観計画区域における届出が必要な行為

(景観形成地域及び特定施設届出地区の届出対象行為を除く)

行為の種類		届出対象規模
建築物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・高さ 13m 又は建築面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1)
工作物	新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	さく及び塀、擁壁等 ・高さが 2 m、かつ、長さが 50m を超えるもの (※1)
		記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱等 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 ・高さ 20m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設等 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
		広告塔又は広告板 ・高さ 13m 又はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1, 2)
	太陽光発電設備等 ・土地に自立した設備で、その敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの (※1)	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取		・地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m、かつ、長さが 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）		・変更に係る部分の土地の面積が 3,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m、かつ、長さが 10m を超えるのり面若しくは擁壁を生じるもの

※1 建築物及び工作物の届出対象行為には、増築又は改築により当該届出対象規模を超えるものを含む。

※2 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さと合計の高さとする。
(注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。

(注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

(2) 景観形成基準

良好な景観形成を具体的に実現するため、届出対象行為ごとに、景観形成の基準を定めます。

■ 景観計画区域における景観形成のための基準

行 為	事 項		景観形成のための基準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とすること。
	外 観	意 匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、表示面積を極力小さく、設置数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮すること。
		色 彩	・色彩は以下のものを基準とし、周辺の景観との調和に配慮すること。 ※自然素材を用いる場合はこの限りでない。 ※高彩度色はアクセント的な利用に限るものとする。
		外 壁	[基準色]N(無彩色)：明度6以上 R(赤)・YR(黄赤)：明度5以上 彩度6以下 Y(黄)：明度5以上 彩度4以下 その他：明度5以上 彩度2以下 [推奨色]N(無彩色)：明度8以上 R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)：明度7以上 彩度3以下 その他：明度7以上 彩度1以下
		屋 根	[基準色]N(無彩色)：明度6以下 R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・PB(青紫)：明度5以下 彩度3以下 その他：明度5以下 彩度2以下
		材 料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷 地 の 緑 化		・敷地内はできるだけ緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
さく及び塀、擁壁等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位 置		・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ後退した位置とすること。
	外 観	意 匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。
		色 彩	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮すること。
		材 料	・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑 化		・さく及び塀の周囲については、できるだけ緑化に配慮すること。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採及び土石の採取	遮へい及び緑化		・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		・掘採後ののり面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	のり面又は擁壁の外観及び緑化		・周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努めること。